○北海道開発局告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　五号
(三) 占用を制限する区域　札幌市東区北九条東二丁目四〇番三九から同市東区北八条東一丁目二番七まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年六月二十五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　十二号
(三) 占用を制限する区域　札幌市中央区北一条東二丁目四番四から同市中央区北一条東二丁目四番三まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年六月二十五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十五号
(三) 占用を制限する区域　札幌市東区東雁来町一九八番一から同市東区東雁来町一七八番六二まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年六月二十五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　二百七十六号及び四百五十三号
(三) 占用を制限する区域　千歳市支寒内国有林石狩空知森林計画区石狩森林管理署六〇四七林班イ小班地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年六月二十五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、平成三十年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十五日

北海道開発局長　和泉　晶裕

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　三百三十七号
(三) 占用を制限する区域　北海道石狩郡当別町当別太六八六番二地内
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　平成三十年六月二十五日
(七) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部